

臨時特例

平成26年度から10年間
個人住民税が
引き上げられます

災害に強いまちに。 みらいへつなぐ。

個人住民税の均等割額が全国的に、**年間1,000円**引き上げられます。(個人都道府県民税500円/個人市区町村民税500円)

税額引き上げによる増収分は地方公共団体が実施する**防災費用**に充てられます。

実施期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

全国地方税務協議会

お問い合わせ

詳しくは都道府県・市区町村の住民税担当課まで
全国地方税務協議会ホームページ <http://www.zenzeikyo.jp>